

仙台市ガス小売供給選択約款

(小型空調パッケージ契約)

平成29年4月1日 実施

仙台市ガス局

目 次

- 1 目的
- 2 小売選択約款の実施及び適用
- 3 小売選択約款の変更
- 4 用語の定義
- 5 適用条件
- 6 使用の申し込み
- 7 契約の成立
- 8 使用量の算定
- 9 料金
- 10 単位料金の調整
- 11 名義の変更
- 12 契約の変更又は解約
- 13 その他

附 則

(別 表)

- 1 早収料金及び消費税等相当額の算定方法
- 2 料金表

1 目的

この仙台市ガス小売供給選択約款（以下「小売選択約款」といいます。）は、小型空調機器の普及を通じたガス利用の拡大により、負荷調整を推進しつつ本市の製造供給設備の効率的利用を図り、以て合理的かつ経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2 小売選択約款の実施及び適用

- (1) この小売選択約款は、本市が仙台市ガス供給条例（平成8年条例第37号）第30条に規定する選択供給条件により行う小売供給の実施に関し、必要な事項を定めたものです。
- (2) この小売選択約款は、5の適用条件を満たすお客さまに適用いたします。
- (3) この小売選択約款に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの小売選択約款の趣旨に測り、その都度お客さまと本市との協議によって定めます。

3 小売選択約款の変更

- (1) 本市は、本市が定める仙台市ガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）を変更した場合、法令の改正により小売選択約款の変更の必要が生じた場合又はその他本市が必要と判断した場合には、この小売選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の小売選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更後の供給条件の説明及び変更後の供給条件を記載した書面の交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの小売選択約款の変更に異議がある場合は、この小売選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この小売選択約款の変更に伴い、変更後の供給条件の説明及び変更後の供給条件を記載した書面の交付等を以下のとおり行うことについて、あらかじめ承諾いただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 変更後の供給条件の説明及び契約変更前に、変更後の供給条件を記載した書面の交付等を行う場合は、お客さまへの通知又はインターネット上での開示その他本市が適当と判断した方法（以下「本市が適当と判断した方法」といいます。）により行い、変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。
 - ② 契約変更後に、変更後の供給条件を記載した書面の交付を行う場合は、本市が適当と判断した方法により行い、本市の名称及び所在地、契約年月日、変更をした事項並びにお客さま番号（お客さまごとに付与する、ガスの供給地点を特定する番号をいいます。）を記載いたします。
- (4) この小売選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合は、以下のとおり行うことについて、あらかじめ承諾いただきます。
 - ① 変更後の供給条件の説明及び契約変更前に、変更後の供給条件を記載した書面の交付等を行うことについては、原則としてインターネット上での開示を行います。
 - ② 契約変更後に、変更後の供給条件を記載した書面の交付は行いません。

4 用語の定義

この小売選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 「小型空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する冷房又は冷却が可能な空気調和用の機器（廃熱を利用する給湯等の付加機能を有する機器を含みます。）のうち、冷媒を吸収する方式のもので冷凍能力が 105.5kW（30U S. R T）以下のもの及びヒートポンプを稼働させる方式のものをいいます。

5 適用条件

この小売選択約款は、次の全ての条件を満たし、この小売選択約款の適用を希望する場合に適用いたします。

- (1) 小型空調機器を使用すること。
- (2) 1 需要場所におけるガスメーターの能力が 16 立方メートル以下であること。
- (3) 本市が (1) 及び (2) の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において、正当な事由がない限り、需要場所への立ち入りを承諾すること。
- (4) 同一需要場所において他の小売選択約款又は小売約款に基づく契約を締結していないこと。

6 使用の申し込み

- (1) この小売選択約款に基づくガスの供給を希望される方は、あらかじめこの小売選択約款を承諾の上、本市にガス使用の申し込みをしていただきます。
- (2) 申し込みの際は、お客さまの氏名、住所、連絡先等本市が必要と認める事項を明らかにし、所定の様式により申し込んでいただきます。

7 契約の成立

- (1) この小売選択約款に基づく契約は、本市が 6 (1) のガス使用の申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。
- (2) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日から、その定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます。）以前の場合は、使用開始日から、その翌日以降最初の定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。
 - ② 契約期間満了日以前に解約の申し込みがない場合、この小売選択約款に基づく契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌年同月の定例検針日まで継続するものとし、以後も同様といたします。
- (3) 本市は、お客さまがこの小売選択約款に基づく契約の契約期間満了前に解約し、再度同一需要場所でこの小売選択約款に基づく契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日から 1 年に満たないときには、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約の場合にはこの限りではありません（(4) において同じ。）。
- (4) 本市は、この小売選択約款に基づく契約の契約期間満了前に他の小売選択約款に基づく契約への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (5) 本市は、お客さまが本市との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を、それぞれ

れの契約に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この小売選択約款への申し込みを承諾できないことがあります。

8 使用量の算定

本市は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより使用量を算定いたします。

9 料金

- (1) 本市は、料金の支払いが支払義務発生の日の翌日から起算して 20 日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には早収料金を、早収期間経過後に行われる場合には早収料金を 3 パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）を料金としてお支払いいただきます。なお、早収期間の最終日が休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日、土曜日、日曜日、1 月 2 日、同月 3 日、12 月 29 日から同月 31 日をいいます。）の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延長いたします。
- (2) 本市は、8 で算定された使用量に基づき、別表の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。
- (3) 本市は、料金について、その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (4) 料金は、口座振替又は払込みのいずれかの方法により毎月お支払いいただきます。ただし、小売約款 35（1）①及び②に規定する料金は、払込みの方法によりお支払いいただきます。

10 単位料金の調整

- (1) 本市は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が (2) ①に定める基準平均原料価格を上回り、又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表の 1（4）のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1 立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.080 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} \div 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1 立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.080 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} \div 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

（備考）

上記①又は②の算式によって求められた計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨てます。

- (2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トン当たり）

83,790 円

- ② 平均原料価格（トン当たり）

別表の 1（4）に定める各 3 か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たり LNG 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し、10 円単位といたします。）及びトン

当たりボタン平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が134,060円以上となった場合は、134,060円といたします。

（算式）

平均原料価格

＝トン当たりLNG平均価格×0.9516＋トン当たりボタン平均価格×0.0407

（備考）

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりボタン平均価格は、本市ガス局ホームページ及び事務所に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

ア 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額 ＝ 平均原料価格 － 基準平均原料価格

イ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額 ＝ 基準平均原料価格 － 平均原料価格

11 名義の変更

お客さま又は本市は、契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、当該契約をその後継者に継承させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

12 契約の変更又は解約

- （1）お客さまのガス使用計画に変更がある場合又は3（1）の規定によりこの小売選択約款が変更された場合は、双方協議して契約を変更又は解約することができるものといたします。
- （2）本市又はお客さまに契約違反があった場合（5の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には、相互に契約を解約することができるものといたします。
- （3）この契約が解約された場合、本市はその解約後にお客さまから小売約款に基づく契約の申し込みがあったものとして取り扱うことがあります。この場合、解約後とは当該契約において最後の検針をした日の翌日をいいます。

13 その他

この小売選択約款に定めのない事項については、小売約款を適用いたします。

附 則

1 実施の期日

この小売選択約款は、平成29年4月1日から実施いたします。

2 小売選択約款の揭示

本市は、この小売選択約款を本市ガス局ホームページ及び事務所において揭示いたします。この小売選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施前までに、この小売選択約款を変更する旨、変更後の小売選択約款の内容及びその効力発生時期を周知いたします。

3 この小売選択約款の実施に伴う切り替え措置

(1) 本市は、平成 29 年 3 月 31 日まで仙台市ガス供給選択約款（小型空調パッケージ契約）（以下「旧選択約款」といいます。）の適用があり、平成 29 年 4 月 1 日以降本この小売選択約款が適用されるお客さまについて、平成 29 年 4 月 1 日が含まれる料金算定期間の早収料金は、次の算式により算定いたします。

(算式)

$$\begin{aligned} & \text{早収料金} = \text{旧選択約款適用期間の早収料金} + \text{小売選択約款適用期間の早収料金} \\ & \text{旧選択約款適用期間の早収料金 (小数点以下の端数切り捨て)} \\ & = \text{旧選択約款適用の基本料金} \times D 1 / D + \text{旧選択約款 8 の規定に基づき算定した調整単位料金} \\ & \quad \times V 1 \\ & \text{小売選択約款適用期間の早収料金 (小数点以下の端数切り捨て)} \\ & = \text{小売選択約款の基本料金} \times D 2 / D + \text{小売選択約款 10 の規定に基づき算定した調整単位料金} \\ & \quad \times V 2 \end{aligned}$$

(備考)

D = 料金算定期間の日数（ただし、旧選択約款については仙台市ガス供給約款第 30 条第 5 項の規定が適用される場合、小売選択約款については小売約款に定める 21 (6) ①から⑤までの規定が適用される場合であって、料金算定期間の日数が 30 日未満又は 36 日以上の場合は、30 とします。）

D 1 = D のうち平成 29 年 3 月 31 日までの期間に属する日数

D 2 = D のうち平成 29 年 4 月 1 日以降の期間に属する日数

V = 料金算定期間の使用量

V 1 = 旧選択約款適用期間の使用量 = V - V 2

V 2 = 小売選択約款適用期間の使用量 = V × D 2 / D (1 立方メートル未満の端数切り捨て)

(2) 適用する料金表は、旧選択約款適用期間の料金、小売選択約款適用期間の料金とも使用量 V がそれぞれの適用区分のいずれに該当するかにより判定いたします。

(別 表)

1 早収料金及び消費税等相当額の算定方法

(1) 料金表の適用基準は次のとおりといたします。

- ① 料金表の「夏期」は、料金算定期間の末日が 5 月の定例検針日の翌日から 10 月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用いたします。
- ② 料金表の「夏期以外」は、料金算定期間の末日が 10 月の定例検針日の翌日から 5 月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用いたします。

- (2) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金又は 10 の規定により調整単位料金を算定した場合はその調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(5) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします。

なお、1円未満の端数が生じた場合は、その端数の金額を切り捨てます。

① 早収料金に含まれる消費税等相当額 = 早収料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

② 遅収料金に含まれる消費税等相当額 = 遅収料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

2 料金表（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月につき	3,240.00円
--------	-----------

(2) 基準単位料金

	夏 期	夏期以外
1立方メートルにつき	137.51円	155.27円

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに、10の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。